

令和2年7月13日

会員各位

公益社団法人 日本照明家協会  
会長 勝柴 次朗

文化庁「文化芸術活動の継続支援事業」に関するご案内

拝啓

平素は協会活動にご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。また、この度の新型コロナウイルス感染拡大予防のため、多大な影響を受けておられることとお察しいたします。

先般、文化庁より「文化芸術活動の継続支援事業」が示されました。この事業は、文化芸術関係者・団体が今後活動（仕事）を「継続」していくための費用の一部を国で補助（負担）するものです。経産省による「持続化給付金」や各自治体の「特別定額給付金」のような、損失の補填・生活費の補助を目的とするものではありません。

活動規模により、以下の4つの補助形態があります。

- 【活動継続・技能向上等支援 A-①】 標準的な取組を行う個人事業者向け 上限額 20 万円
- 【活動継続・技能向上等支援 A-②】 より積極的な取組を行う個人事業者向け 上限額 150 万円
- 【活動継続・技能向上等支援 B】 小規模団体向け 上限額 150 万円
- 【共同申請】 小規模団体・個人事業者向け 上限額 1500 万円（10 者の場合）

当協会ではフリーランスの方が上記の補助を受ける際に利用できる「事前確認証（確認番号）」を発行いたします。この事業への応募は各個人が行います。応募には3年程度のキャリア、今現在現役、本年2月下旬から申請月まで会社に雇用されていない等の確認が必要です。また、申請時において「事業収入証明書」「活動歴を確認できる資料」等の提出が求められます。その際に、応募者が「プロの技術スタッフ等」であることを示すために、この「事前確認証（確認番号）」を提示することで、提出資料の簡略化が可能になります。「事前確認証（確認番号）」は応募者からの申込みを受けて発行いたしますので、申込書を同封いたします。但し、放送・インターネットのみに携わる方の応募は出来ません。

協会員ではないフリーランスの方は協会員1名の推薦を受けることにより、協会員と同様に申込みが可能です。この件につきまして、協会員ではないフリーランスの皆様にも広くご案内をいただきますようお願い申し上げます。

敬具

※別紙にて【A-①】についての補助対象の具体例、申請の大まかな流れ等についてご説明いたします。参考資料となりますので、ご自身で必ず文化庁及び関連団体の最新のウェブサイト等をご確認ください。

※このご案内は以下のスタッフ団体が共同で取り組んでいます。（2020年7月9日現在）

公益社団法人 日本舞台音響家協会 / 一般社団法人 日本音響家協会  
日本舞台音響事業協同組合 / 一般社団法人 日本舞台監督協会  
一般社団法人 日本舞台美術家協会 / 公益社団法人 日本照明家協会